

社会福祉法人 千葉育美会
特別養護老人ホーム 浮間こひつじ園（ユニット型）
重要事項説明書

指定介護老人福祉施設入所者生活介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい、施設概要及び提供するサービスの内容等、ご入居していただくにあたってご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 施設運営法人（事業者）

法 人 名	社会福祉法人 千葉育美会
法人所在地	千葉県木更津市畑沢南3丁目16番76号
連 絡 先	電話番号：0438-36-4193 FAX 番号：0438-36-1594
代 表 者 名	理事長 林 隆春
設立年月日	昭和62年7月29日

2. 事業所

施 設 名	特別養護老人ホーム 浮間こひつじ園（ユニット型）
施設の種類	指定介護老人福祉施設
施設所在地	東京都北区浮間2-12-22
連 絡 先	電話番号：03-5970-0050 FAX 番号：03-5970-0051
事業所番号	1371706845
管 理 者 名	岩崎 美季

3. 施設の目的及び運営方針

施設の目的

社会福祉法人千葉育美会が開設する、特別養護老人ホーム 浮間こひつじ園（ユニット型）（以下施設」という）が行う、指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

運営方針

- (1) 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (2) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、ご入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (3) ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

4. 入居対象者

- (1) 当施設に入居できる方は、原則要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 入居時に要介護3以上の認定を受けている方であっても、介護認定の更新でご入居者様の心身の状況が、非該当、要支援、要介護1・2と判定された場合（要介護1・2の方でも特別な理由がある場合、入居継続可能）は、施設を退居していただくことになります。

5. 施設の概要

(1) 構造等

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
	延床面積	4, 578. 31㎡（併設事業所等含む）
	入居定員	70名

(2) 居室

居室の種類	室数	床 面 積
ユニット型個室 (7ユニット) 1ユニット 10人	70	11. 29㎡ ～ 12. 78㎡

(3) 主な設備

設 備	備 考
共同生活室	テレビ
浴 室	機械浴2・一般浴7
医 務 室	2F
静 養 室	2F

(4) 施設の職員体制

従業者の職種	配置人数	備 考
施設長（管理者）	1 名	
介 護 職 員	24 名以上	
看 護 職 員	2 名以上	（機能訓練指導員兼務含む）
機能訓練指導員	1 名以上	（看護職員兼務含む）
生 活 相 談 員	1 名以上	
介護支援専門員	1 名以上	
医 師	1 名以上	嘱託医師
管理栄養士（栄養士）	1 名以上	
調 理 員	委託	
事 務 員	必要数	
そ の 他	必要数	運転手・営繕等

配置職員の職務内容は下記のとおりです。

従業者の職種	職 務 内 容
施設長（管理者）	責任者として施設を管理いたします。
介 護 職 員	ご入居者の日常生活の介助をいたします。
看 護 職 員	ご入居者の健康管理をいたします。
機能訓練指導員	ご入居者の日常生活で必要な機能訓練を行います。
生 活 相 談 員	ご入居者の日常生活の相談・助言を行います。
介護支援専門員	ご入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医 師	ご入居者の健康管理や療養上の指導を行います。
管理栄養士（栄養士）	ご入居者を栄養面から健康管理いたします。
調 理 員	ご入居者に食事を提供いたします。
事 務 員	施設管理を行います。

5. サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容	
相談援助	ご入居者及びそのご家族が希望する生活や、ご入居者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。	
生活援助	ご入居者の状況に応じて、適切な技術をもって生活全般にわたる援助を行います。	
	① 食事 ご入居者の状態に合わせた食事の提供をし、必要に応じて食事介助を行います。また、医師の指示により療養食を提供することがあります。	食事時間 朝食 7 : 40 ~ 昼食 11 : 40 ~ 夕食 17 : 40 ~

	② 入浴 ご入居者の身体状況に合わせて、入浴介助を週に2回行います。体調不良等により入浴が出来ない場合は清拭にて対応します。介助時は異性から見られないように配慮します。(介護看護職員等除く)
	③ 排泄 排泄の自立を促すため、身体能力を最大限利用した援助を行います。おむつ等を使用する場合には、排せつの自立を図りつつ、おむつ等を適切に取り替えます。介助時は異性から見られないように配慮します。(介護看護職員等除く)
	④ 整容 毎食後の歯磨き、義歯管理、洗面の介助、確認等個別性を尊重した適切な整容を援助します。
	⑤ その他の支援 ・寝たきり防止のため、身体状況を考慮し可能な限り離床に配慮します。 ・施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。
	⑥ 洗濯 日常的な洗濯は当施設で行います。衣類等の素材や洗濯方法により当施設で対応できない場合もあります。
	⑦ 行事・レクリエーション 行事・レクリエーションは適宜行い、生活の活性化をはかります。
健康管理	当施設は慢性疾患が有っても、入院治療を必要としない方が利用する施設です。嘱託医・看護師がご入居者の皆様の健康管理を行います。(協力病院や看護師と24時間連絡できる体制をとっております。) 入居中に病気になられた場合には、必要な治療をいたします。 当施設の医療的対応の範囲を超えた場合、入院となります。 原則として近隣の病院となりますが、ご家族の希望の病院については、ご相談ください。当施設で緊急性が高いと判断した場合は、その都度判断し速やかに対応いたします。その場合、ご家族が希望する病院等ではない場合もございますので、ご了承ください。 入院が必要なときはご家族へご連絡いたします。入院にあたっての諸手続きや、入院中の面会、日用品の補充等は、原則として身元引受人にお願いいたします。 インフルエンザ等集団感染予防の為、必要に応じてワクチン等予防接種を行っています。実施時には、その時の体調を考慮して行います。
看取り介護	ご入居者が回復不能な状態になった場合において、ご入居者、ご家族の意思や意向のご相談に応じます。

理美容	外部業者による、理容サービスを実施しています。 ご入居者が希望する場合、実費にて理美容師のサービスを受けることが出来ます。
貴重品管理	当施設では以下の貴重品を、ご入居者・ご家族に説明をした上で管理いたします。 ご希望に応じて控えをお渡しいたしますので、大切に保管して下さい。 ・健康保険証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ・介護保険証 ・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方） ・介護保険負担割合証 ・身体障害者手帳（お持ちの方） ・その他証書類（お持ちの方）
手続き代行	ご入居者に関する以下の諸手続きについて、ご入居者・ご家族に説明をし、所定の書式による依頼状（委任状）を得た上で、当施設が代行いたします。 ① ご入居者の診療費等の支払い ② 個々のご入居者が必要とする介護保険外の経費等の支払い ③ 要介護認定申請手続き ④ ご入居者の自立支援のために必要な制度の利用・申請手続き ※ご入居者の診療費、個々のご入居者が必要とする介護保険外の経費等について、ご相談の上、当施設が一旦立替払いを行ない、月末に精算した上で、口座振替をさせていただきます。

6. 費用

- ① 介護保険給付対象サービス
- ② 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象サービス及び食費、居住費（別表１） 介護保険給付対象サービス加算（別表２） 介護保険給付対象外サービス（別表３）	
---	--

7. 利用料金のお支払方法

- (1) 前記の ① 及び ② の料金・費用は月末締めで1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を送付します。請求を受けた月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1か月に満たない場合は、利用日数に基づき計算します。)

①金融機関の口座から自動引き落とし(原則こちらでお願いします。)

②口座振り込み

■三井住友銀行

《振り込み口座》	
三井住友銀行	錦糸町支店
普通預金口座	普通 6 9 2 5 6 5 1
口座名義	社会福祉法人 千葉育美会

- (2) 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。
- (3) 原則として日額料金×ご利用日数が負担額となります。「介護保険負担割合証」の割合に応じた負担額となります。
- また、介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に応じた負担額となります。
- (4) 緊急の事由等で、要介護認定を受けていない方が入居される場合は、一旦、サービス利用料金の全額をお支払いただきます。要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。
- 償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請に必要な事項を記載し「サービス提供証明書」を交付します。
- (5) 介護保険給付対象サービス利用料金については、介護給付費体系に変更があった場合は、ご入居者の負担額を変更させていただきます。
- (6) 介護保険給付対象外サービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、ご入居者及び身元引受人に対し、説明をし、相当な額へ変更させていただきます。
- (7) 外泊等の際、その期間内で朝、昼、夕と一日通して召し上がらなかった日に限り、当該日の食費は、利用料金から差し引きます。(但し、外泊等の前日までに食事が不要との連絡をいただいた場合に限りです。)
- (8) 入院・外泊された場合、サービス利用料金は発生しませんが、福祉施設外泊時費用(1日あたり246単位)が入院・外泊した日の翌日から起算して6日(1回の入院・外泊で月をまたがる場合は最大で連続12日)を限度として発生します。
- また、入院、外泊中も福祉施設外泊時費用算定期間中は居住費(負担限度額認定証をお持ちの方は応じた費用)は発生いたします。
- 福祉施設外泊時費用算定期間終了後も継続して、入院、外泊していた場合、一日当たり、2,700円の費用が発生いたします。

8. 入居中の医療について

医療機関等へ入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば退院後も再び施設へ入居できるものとします。

下記医療機関は、当施設の協力医療機関となっております。

(1) 協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団 福寿会 赤羽岩渕病院
所在地	〒115-0045 東京都北区赤羽 2-64-13 TEL：03-3901-2221
医療機関名称	医療法人社団 慈誠会 浮間舟渡病院
所在地	〒174-0041 東京都板橋区舟渡 1-17-1 TEL：03-5994-5111

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	一般社団法人 翔成会 ホームケアデンタルクリニック城北
所在地	〒173-0012 東京都板橋区大和町 10-11 パラストネオ板橋 204 TEL：03-6783-7118

9. 施設を退居していただく場合

当施設での契約については、契約書第2条に定めのとおりとなりますが、以下の事由が発生した場合には退居していただく場合があります。

- (1) 介護認定の更新でご入居者の心身の状況が、非該当、要支援、要介護1・2と判定された場合（要介護1・2の方でも特別な理由がある場合、入居継続可能）
- (2) 施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小した場合
- (5) ご入居者が逝去された場合
- (6) ご入居者及びご家族が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (7) ご入居者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた

催告にもかかわらず支払われない場合

- (8) ご入居者が、故意または、重大な過失により事業者または従業者もしくは他のご入居者等の生命・身体・健康・財産・信用を傷つけ、またはご入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (9) ご入居者が連続して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- (10) ご入居者が他の介護保険施設又は介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- (11) ご入居者・ご家族からのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合

10. ご入居者から中途解約・契約解除の申し出があった場合（1ヶ月前にはお申し出ください）

- (1) 介護保険対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- (3) ご入居者が入院した場合
- (4) 施設もしくは従業者が、正当な理由なく契約書に定めるサービスを実施しない場合
- (5) 施設もしくは従業者が、守秘義務に違反した場合
- (6) 施設もしくは従業者が、故意または過失によりご入居者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (7) 他のご入居者をご入居者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的なおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

11. 円滑な退居のための援助について

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者及びそのご家族の希望により、施設（担当は生活相談員）はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者及びそのご家族に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者の紹介
- ・サービス終了後の相談窓口について

12. 身元引受人及び連帯保証人

契約書第20条に基づき、原則、身元引受人をご指定ください。

身元引受人の主な責任は以下のとおりです。

- (1) ご入居者の入院等に関する手続き、費用の負担
- (2) 契約終了後のご入居者の受入れ先の確保
- (3) ご入居者が逝去された場合の、ご遺体および残置物のお引き取り等
又は退居された場合の、残置物のお引き取り等

契約書第 21 条に基づき、原則、連帯保証人をご指定ください。

連帯保証人は 2 名の指定をお願いします。うち 1 名は身元引受人と同一でも構いません。

連帯保証人には 100 万円を極度額として「ご入居者の施設に対する全債務」の保証をしていただきます。

13. 苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の通りです。

当施設の 利用相談窓口	苦情受付担当者：生活相談員 梅野 美智子 苦情解決責任者：施設長 岩崎 美季 電話番号：03-5970-0050 FAX 番号：03-5970-0051
第三者委員	立石 晃一 中島 清
東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課	所在地：東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 26 階 電話番号：03-5320-4264
北区役所 福祉部介護保険課	所在地：東京都北区王子本町 1-15-22 電話番号：03-3908-1286
東京都 健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口係	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号：03-6238-0177
東京都社会福祉協議会 福祉部高齢担当	所在地：東京都新宿区神楽河岸 1-1 電話番号：03-3268-7172

14. サービス提供における施設の義務

当施設は、ご入居者に対しサービスを提供するにあたり以下のことを守ります。

- (1) 当施設は、ご入居者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- (2) ご入居者の体調・健康状態から必要な場合には、医師または看護職員が、ご入居者から聴取・確認のうえでご家族と連携し、受診等の対応をいたします。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご入居者に対して年 2 回の避難・救出その他必要な訓練を行います。(うち 1 回は夜間想定)
- (4) ご入居者及び他のご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご入居者の行動を制限する行為は行いません。
なお、やむを得ず行う場合は、ご入居者及びご家族（代理人・後見人）に説明・同意の上、必要最小限の範囲で行います。
- (5) ご入居者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後も 5 年間保持し、ご入居者もしくはご家族（代理人・後見人）の請求に応じ記録の閲覧・複写物の交付をします。

(複写する場合、当重要事項説明書記載の費用をご負担いただきます。)

- (6) サービスを提供するにあたり、知り得たご入居者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。→個人情報の利用について別紙1参照

(ご入居者の円滑な退居の為の援助を行う場合や医療機関等へ情報が必要な場合には、ご入居者、又はご家族等の同意を得て情報提供を行います。) 別表1参照

1 5. 施設の利用にあたっての留意事項等

- (1) 面会については、原則9:00~17:00とします。

面会の際は、面会簿へご記入ください。

感染症の流行時等、外部との接触に危険性を感じる場合は、施設の判断にて面会を制限をさせていただく場合があります。

- (2) 外出及び外泊を希望される場合は、所定用紙で届け出てください。

- (3) 喫煙については、施設内禁煙とします。

- (4) 火気の取り扱いについては、防火管理上使用を禁止します。

- (5) 設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。

- (6) ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。

- (7) 他のご入居者への営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は行わないでください。

- (8) 他のご入居者への迷惑行為は行わないで下さい。

- (9) ご入居者の心身の状況などにより、特段の配慮が必要な場合には、ご入居者・ご家族と施設との協議により、居室変更等、施設の利用方法を決定するものとします。

- (10) 相談等なく、施設の備品等の持ち出しは行わないで下さい。

1 6. 損害賠償について

施設は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

1 7. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご入居者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長：岩崎 美季

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- ⑥ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護しているご家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

18. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修に従業者に対し定期的に行います。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④ 施設は、ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかにご入居者のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- また東京都及び関係各機関へ、必要な対応を致します。
- ⑤ 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ⑥ 施設は、ご入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

19. 緊急時の対応について

当施設において、サービス提供を行っている際にご入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医及びあらかじめ定めている協力医療機関等へ連絡及び必要な措置を講じます。

また、事故が発生した場合においては速やかにご入居者のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また北区ならびに東京都や関係各機関へ、必要な対応を致します。

20. サービスの第三者評価の実施状況について

当該施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行ない公表しています。

【実施の有無】	実施済
【実施した直近の年月日】	令和7年 2月
【第三者評価機関名】	一般社団法人 T S K
【評価結果の開示状況】	令和7年度より開示

21. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 千葉育美会
代表者役職・氏名	理事長 林 隆春
本部所在地	千葉県木更津市畑沢南3丁目16番76号
本部電話番号	0438-36-4193
設置経営する事業	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホーム (波岡の家) (ロ) 特別養護老人ホーム (花の里) (ハ) 特別養護老人ホーム (浮間こひつじ園) (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業 (カメリアの園) (ロ) 老人短期入所事業 (波岡の家) (ハ) 老人デイサービス事業 (花の里) (ニ) 老人短期入所事業 (花の里) (ホ) 老人介護支援センター事業 (花の里) (ヘ) 老人短期入所事業 (浮間こひつじ園) (3) 公益事業 (イ) 居宅介護支援事業 (波岡の家) (ロ) 居宅介護支援事業 (花の里) (ハ) 地域包括支援センター事業 (木更津市南部地域包括支援センター)

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業 者	所在地	千葉県木更津市畑沢南3丁目16番76号
	法人名	社会福祉法人 千葉育美会
	代表者名	理事長 林 隆 春 印
	施設名	特別養護老人ホーム 浮間こひつじ園 (ユニット型)
	説明者氏名	印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

ご 入 居 者	住 所	
	氏 名	印

上記署名は、() が代行しました。

私は、入居者が介護老人福祉施設の入居及びサービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意したことを確認しましたので、私がその署名を代行します。

身元引受人	住所	
	氏名	続柄 () 印

代 理 人	住所	
	氏名	続柄 () 印

連帯保証人①	住所	
	氏名	続柄 () 印
連帯保証人②	住所	
	氏名	続柄 () 印

個人情報の利用について

当施設では、ご入居者の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱い及び守秘義務には万全の体制で取り組んでいます。疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

◆当施設でのご入居者の個人情報の利用目的◆

①) 施設内での利用

- ①ご入居者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③入退居等の管理
- ④会計・経理
- ⑤介護事故等の報告
- ⑥ご入居者への介護サービスの向上
- ⑦その他、ご入居者様に関わる管理運営事務
- ⑧施設・事業所行事等の施設・事業所内掲示、又は広報誌への利用（写真含む）

2) 施設外への情報提供としての利用

- ①他の医療機関、介護サービス事業者等との連携
- ②他の介護・医療機関等からの紹介への回答
- ③ご入居者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ⑤ご家族への心身の状況説明
- ⑥保険事務の委託
- ⑦審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑧審査支払い機関からの照会への回答
- ⑨損害賠償保険などに係る、保険会社等への相談または届出等
- ⑩介護保険関係申請書類の届出等

3) その他の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②学生の実習への協力
- ③介護の質の向上を目的とした施設内事例研究
- ④外部監査機関への情報提供

※上記で、同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせて頂きます。

※これらのお申し出は、後から撤回、変更等することができます。